

無料職業紹介所 個人情報適正管理規程

西三河農業協同組合 無料職業紹介所

(取扱範囲)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、西三河農業協同組合 営農部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者である営農部 営農企画課 課長補佐とする。

(教育指導)

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。

また、職業紹介責任者は、関係法令の諸改正等に対応するため、一定期間ごとに職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

(開示及び訂正)

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(苦情処理)

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者である営農部 営農企画課 課長補佐とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の決定で行うものとする。ただし、軽微な事項の変更については、組合長が行うことができる。

附 則 この規程は、令和2年1月1日から施行する。